

01 はじめに

- 麻薬施用者・麻薬管理者関係の以下の申請について、みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）によるオンライン申請が可能です。
- 手数料の支払いは、**クレジットカード決済・PayPay決済のみが可能です。**
※ 現金等その他支払い方法は不可。

申請フォーム名	申請フォームの内容	手数料
①麻薬施用者・麻薬管理者免許申請（新規）	麻薬施用者・麻薬管理者免許を新規申請する場合のフォームです。	4,600円
②麻薬施用者・麻薬管理者免許申請（継続）	有効期限を迎える麻薬施用者・麻薬管理者免許について、継続申請する場合のフォームです。	4,600円
③麻薬施用者・麻薬管理者免許証記載事項変更届	麻薬施用者・麻薬管理者免許証の記載事項に変更が生じた場合のフォームです。	0円
④麻薬施用者・麻薬管理者免許証再交付申請	麻薬施用者・麻薬管理者免許証を破損・汚損・紛失し、再交付を希望する場合のフォームです。	3,400円
⑤麻薬廃棄届	古くなった麻薬、調剤過誤により使用できなくなった麻薬等を廃棄しようとする場合の届出フォームです。	0円
⑥調剤済麻薬廃棄届	麻薬処方せんにより調剤した麻薬を、施用中止等により廃棄した場合の届出フォームです。	0円

- ※ ②については、県から9月頃に、継続申請対象者（免許の有効期間がその年の12月31日まで）宛てに通知を送付しています。継続申請の場合はその通知に従って手続きを行ってください。
- ※ ③は事由の発生から15日以内、⑥は廃棄した日から30日以内に申請が必要です。
期日を超過した場合は、申請と併せて遅延理由書の提出が必要となります。

- 宮城県における麻薬施用者・麻薬管理者関係（上記①～④）の申請先は下記のとおりです。

申請先	連絡先	管轄
薬務課監視麻薬班	022-211-2653	宮城県内

- ※ ⑤麻薬廃棄届、⑥調剤済麻薬廃棄届のみ申請先は以下のとおりです。

申請先保健所等	連絡先	管轄する市町村
薬務課監視麻薬班	022-211-2653	仙台市
仙南保健所獣疫薬事班	0224-53-3119	白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町
塩釜保健所食品薬事班	022-363-5505	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町
塩釜保健所岩沼支所食品薬事班	0223-22-6294	名取市、岩沼市、亘理町、山元町
塩釜保健所黒川支所食品薬事班	022-358-1111	富谷市、大和町、大郷町、大衡村
大崎保健所獣疫薬事班	0229-87-8001	大崎市、加美町、色麻町、涌谷町、美里町
大崎保健所栗原支所食品薬事班	0228-22-2115	栗原市
石巻保健所獣疫薬事班	0225-95-1475	石巻市、東松島市、女川町
石巻保健所登米支所食品薬事班	0220-22-6120	登米市
気仙沼保健所食品薬事班	0226-22-6615	気仙沼市、南三陸町